

外国人被保険者に対する政策について

1 背景等

令和 8 年度国民健康保険税率に係る市の諮問に対する亀山市国民健康保険運営協議会の答申案について、令和 8 年 2 月に書面により委員にお諮りした際に、「外国人被保険者に対する政策」に関する意見がありました。一方、答申案については承認であったため、当該意見については、国民健康保険運営協議会会長との相談により、以後の会議において議題とすることといたしました。

外国人被保険者に対する政策に関しては、令和 7 年 6 月 1 3 日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 5」において「外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。」とされ、国から次のような取組内容が示されています。

2 取組内容

（１）行政機関間の情報連携を活用した国民健康保険税の滞納対策

令和 9 年 6 月を目途に、厚生労働省及び入管庁により、出入国在留管理庁へ国民健康保険税の収納情報を連携する仕組みが構築され、在留審査（期間更新・資格変更）に活用されるようになります。

これにより、出入国在留管理庁が収納情報を閲覧するには本人の同意が必要とされ、同意が得られなかった場合は、納付が確認できる証明書の提示が必要となり、証明書を提示しない場合は、原則期間更新等が認められなくなります。

本制度について、国において市町村のシステム改修費用等に係る財政支援を含めた調整が進められており、本市としては、国からの通知等の情報把握に努めてまいります。

（２）国民健康保険税の前納

賦課年度の１月１日時点において日本国内で住民登録されていない世帯主を対象として、入国初年度の国民健康保険税を通常の納期限から前倒して納付させる制度（以下「前納制度」といいます。）を市町村保険者が活用できるよう、国による国民健康保険税条例（参考例）が示されています。

ただし、前納制度については、加入している外国人被保険者の属性や規模等を踏まえて、当該制度の導入を希望する自治体において、令和８年度の保険税（料）以降、任意で条例を改正し、導入するものとされています。

これに対し、本市としては、前納制度には実務運用面で次のとおり多くの課題があることから当面の導入は見送り、前掲の収納情報連携システムの整備を含め、国の動向や他自治体の状況を注視するとともに、先行導入した市町村の効果等を確認し、検証してまいります。

【運用面の課題】

- （１）入国初年度１年分のみに適用する限定的な制度であり、有効性が不明であること。
- （２）入国後、国保加入時に前納しても、その後、国内で就業等をして短期間で他の医療保険に資格が異動し、結果的に還付額が発生することが多分に予想されること。
- （３）入国時に一括前納を求めることで国保税の納付額が高くなり、結果として、滞納や分納相談につながりやすいこと。
- （４）海外から転入する日本人も対象にしているものの、外国人に対する政策としての側面が強く、本市として、外国人にのみ直ちに前納制度を導入すべき理由がないこと。

【亀山市の状況】	区 分	国民健康保険被保険者数
亀山市人口（令和８年４月 １日時点） 48,830 人	日本人：46,023 人	7,147 人（市人口の 14.64％）
	外国人： 2,807 人（市人口の 5.7％）	307 人（被保険者の 4.3％）

※外国人被保険者数（全国）：106 万人（被保険者全体の 4.6％）

【県内他市の前納導入状況】

導入予定なし	11 市
導入を検討中	2 市

（R8.4～全国導入状況：46 自治体）